

令和4年度 厚木市史編さん委員会 会議次第

日 時 令和4年6月21日(火)
午前9時30分から
会 場 厚木市役所 第二庁舎
16階 会議室B

委嘱状の交付

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 委員長及び副委員長選出

あいさつ

4 議 題

(1) 令和4年度事業の実施計画について (資料1)

(2) 『厚木市史』発刊計画について (資料2)

(3) 『厚木市史たより』構成案について (資料3)

(4) その他

5 閉 会

厚木市史編さん委員会委員名簿

任期：令和4年6月1日～令和7年5月31日

(選出区分順、氏名五十音順、敬称略)

番号	氏名	選出区分	役職名	新・再任の別
1	カトウ ケイコ 加藤 恵子	規則第3条第1項 (公募による市民)	公募による選任	新任
2	スギヤマ シンゴ 杉山 繁雄	規則第3条第2項 (教育委員会委員)	教育委員会委員	再任
3	オオガ タエ子 大賀 妙子	規則第3条第3項 (学識経験者)	独立行政法人国立公文書館専門調査員	再任
4	カトウ ヨシキ 加藤 芳明	規則第3条第3項 (学識経験者)	日本照明文化研究会	再任
5	ナカムラ ヒロコ 中村 碩子	規則第3条第3項 (学識経験者)	女性史研究団体 会員	再任
6	ヒグチ ユウイチ 樋口 雄一	規則第3条第3項 (学識経験者)	元県立公文書館 地域資料課長	再任

令和4年度市史編さん事業実施計画（案）

事業名称	事業の概要	実施予定時期
市史の編集	『厚木市史』の発刊に向けて原稿作成、写真撮影等を行う。 ・『厚木市史』古代通史編発刊 ・『厚木市史』近代資料編（2）・近代教育編・『厚木市史資料叢書』自由民権運動編発刊準備（原稿作成）	古代通史編 令和3年度発刊 →令和4年度発刊 近代資料編（2） 令和5年度発刊予定
市史編さん委員会の開催	市史の発刊計画や内容等を審議する。	6月21日（火）
市史編集専門委員会の開催	市史編集のため調査、研究をする。 全体会 原始・古代部会 近世部会 近代・現代部会	全体会 5月17日（火） （年1回） 第1回原始・古代部会 5月17日（火） 第2回原始・古代部会 6月17日（金） ※各部会は随時開催
歴史講座の開催	『厚木市史』近代資料編（1）の発刊を記念して、近代史の歴史講座を人数を限定して開催する。（予定）	10月～3月にあつぎ郷土博物館において開催予定
『厚木市史たより』の発行	市史編さんの過程で判明した特筆すべき事実や資料の紹介、市史の編集状況を掲載する広報誌を発行する。 第27号・第28号 仕上がりA4、カラー4頁、各1,500部	2回発行 第27号 10月予定 第28号 3月予定
資料の調査	市史発刊のため資料の調査、収集、整理を実施する。 『厚木市史』近代教育編の発刊に向けて学校資料調査を実施する。	通年
行政廃棄文書の引継ぎ、整理、保存	保存年限の満了する公文書から歴史的に重要な資料を選別、整理、保存する。	6月頃実施

『厚木市史』の発刊計画(案)

発刊順	時代区分	書名	発刊年度
1	原始	地形地質編・原始編	昭和59(1984)年度
2	近世	近世資料編(1)社寺	昭和61(1986)年度
3	中世	中世資料編	昭和63(1988)年度
4	古代	古代資料編(1)	平成4(1992)年度
5	近世	近世資料編(2)村落1	平成4(1992)年度
6	古代	古代資料編(2)	平成9(1997)年度
7	中世	中世通史編	平成10(1998)年度
8	近世	近世資料編(3)文化文芸編	平成15(2003)年度
9	近世	近世資料編(4)村落2	平成18(2006)年度
10	近世	近世資料編(5)村落3・ 荻野山中藩	平成20(2008)年度
11	近世	近世資料編(6)村むらと生活	平成22(2010)年度
12	民俗	民俗編(1)生活記録集	平成25(2013)年度
13	民俗	民俗編(2)村の暮らし	平成28(2016)年度
14	近代	近代資料編(1)	令和2(2020)年度
15	古代	古代通史編	令和4(2022)年度
16	近代	近代資料編(2)	令和5(2023)年度 →令和6(2024)年度
17	近世	近世通史編	令和6(2024)年度 →令和8(2026)年度
18	近代	近代教育編	令和7(2025)年度 →令和10(2028)年度
19	近代	近代通史編	令和8(2026)年度 →令和12(2030)年度
20	全時代	年表・ダイジェスト版	令和10(2028)年度 →令和14(2032)年度

既刊

令和4年度 市史たより構成（案）

第27号・第28号（2回発行）A4カラー 4ページ（A3二つ折り） 各1,500部

第27号 発行日10月1日 予定		執筆	写真掲載	文字数
1頁			3枚～ 4枚	6000字
2頁				
3頁				
4頁				
第28号 発行日3月1日 予定		執筆	写真掲載	文字数
1頁			3枚～ 4枚	6000字
2頁				
3頁				
4頁				

厚木市史たより執筆記事一覧

創刊号	錦絵「不二三十六景」	飯田 孝氏
	厚木市史について	神崎 彰利氏
	登山一号墳出土の形象埴輪	望月 幹夫氏
	『事務報告書』について	内藤 佳康氏
第2号	『厚木市史』近世資料編(6)について	片山 兵衛氏
	近世資料編を読むために(1) —はじめに—	神崎 彰利氏
第3号	厚木の歴史を語るマッチ箱	杉山 貴氏
	近世資料編を読むために(2) —近世で一番古い古文書—	神崎 彰利氏
第4号	事務報告に見る関東大震災	内藤 佳康氏
第5号	新しく生み出される民俗	落合 清春氏
	近世資料編を読むために(3) —一番古い年貢関係文書—	神崎 彰利氏
第6号	元禄大地震とその被害	内藤 佳康氏
	近世資料編を読むために(4) —一番古い年貢関係文書—	神崎 彰利氏
第7号	登山一号墳と国道二四六号線	稲村 繁氏
	清源院及び清源院文書について	藤野 泰造氏
第8号	宝永地震と富士山噴火	内藤 佳康氏
	近世資料編を読むために(5) —一番古い年貢関係文書—	神崎 彰利氏
第9号	登山一号墳出土の埴輪群をめぐって	望月 幹夫氏
第10号	『厚木市史』民俗編(1)生活記録集について	内藤 佳康氏
第11号	郷土の絵師歌川国経	平本 元一氏
第12号	厚木市内出土の瓦について	高橋 香氏
第13号	古代厚木の人々の信仰	永井 肇氏
第14号	八王子平塚道	内藤 佳康氏
	厚木市市域の人々とフィリピン共和国	樋口 雄一氏
第15号	古代の愛甲に関する二、三の憶説	鈴木 靖民氏
第16号	戸田小柳遺跡の調査成果について	戸羽 康一氏
	鐘ヶ嶽採集瓦と武蔵国分寺の同範瓦について	高橋 香氏
第17号	『厚木市史』民俗編(2)村の暮らしについて	内藤 佳康氏
	講の年次変化からみえるもの	平本 元一氏
第18号	墓を建てられなかった「英霊」たち - 戦争末期の軍の指示をめぐって -	樋口 雄一氏
	ヤマトタケル伝承と古代東海道	永井 肇氏
第19号	古代愛甲郡の山寺と大壁建物へのアプローチ	鈴木 靖民氏
第20号	厚木市域の平安・鎌倉の武士 - 毛利荘と毛利・大友氏 -	菱沼 一憲氏
第21号	歴史の波頭を求めて～「愛甲の古代を探る」を聞く～	鈴木 靖民氏
第22号	厚木にも前方後円墳があった!	望月 幹夫氏
	古代愛甲郡の豪族	永井 肇氏
第23号	厚木と渡辺峯山『游相日記』	川島 敏郎氏
第24号	「他界」を展示する意味 - 企画展「再生・永遠回帰の生命」を見る -	大野 一郎氏
第25号	古代(七世紀後半)の評の設置と分割 —愛甲郡の成立を考える—	鈴木 靖民氏
第26号	女流民権家 富井於菟小考	内藤 佳康氏

○厚木市史編さん委員会規則

昭和 43 年 3 月 30 日

規則第 6 号

注 昭和 53 年 3 月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、厚木市附属機関の設置に関する条例(昭和 32 年厚木市条例第 17 号)に基づき設置された厚木市史編さん委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(昭 58 規則 26・全改)

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項の計画及び審議を行う。

- (1) 市史編さんに関すること。
- (2) 市史編さんに必要な事業の計画運営に関すること。
- (3) その他必要と認める事項

(昭 58 規則 26・昭 62 規則 29・一部改正)

(委員)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 教育委員会委員
- (3) 学識経験者

(昭 58 規則 26・全改、昭 62 規則 29・平 11 規則 41・平 22 規則 1・一部改正)

(委員長等)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(昭 58 規則 26・昭 62 規則 29・一部改正)

(任期)

第 5 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(昭 58 規則 26・一部改正)

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(昭 58 規則 26・一部改正)

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、市史編さん主管課において処理する。

(昭 53 規則 10・旧第 8 条繰上)

(委任)

第 8 条 この規則に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(昭 53 規則 10・旧第 9 条繰上、昭 58 規則 26・一部改正)

附 則

この規則は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 47 年規則第 24 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 53 年規則第 10 号)

この規則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年規則第 26 号)

この規則は、昭和 58 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年規則第 29 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年規則第 41 号)

この規則は、平成 11 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年規則第 1 号)

この規則は、平成 22 年 1 月 27 日から施行する。